解散公告

当協会は、平成二十六年八月三十一日開催の理事会の決議により解散いたしましたので、当協会に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年九月四日

名古屋市中区栄四丁目一番一号

名古屋音楽協会

清算人　森　茂樹

解散公告

当社は、平成二十六年八月十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年九月四日

名古屋市天白区大坪二丁目一八〇一番地

有限会社ソレイユ

清算人　浅野　昌美

解散公告

当社は、平成二十六年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年九月四日

大阪市天王寺区玉造本町一番二九―六〇三

株式会社インフィニティ

代表清算人　河野　雅彦

解散公告

当社は、平成二十六年八月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年九月四日

大阪市北区芝田二丁目五番一四号

株式会社ライトウェーブ

代表清算人　森尾耕太郎

解散公告

当社は、平成二十年六月八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年九月四日

大阪府枚方市茄子作一丁目四三番一一号

有限会社山根建築工務

代表清算人　禿　祥子

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年九月四日

大阪市平野区長吉出戸七丁目一二番二四号

特定非営利活動法人串本なんたん友の会

清算人　楢木　正信

解散公告

当法人は、平成二十六年六月二十五日開催の社員総会の決議により同年同月三十日付で解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年九月四日

大阪市西区西本町一丁目一二番一七号　テクノセンタービル

特定非営利活動法人大阪都市再生情報センター

清算人　小坂　敏雄

解散公告

当社は、平成二十六年六月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年九月四日

神戸市灘区大和町一丁目一番一三号

合同会社ｂｒｏｗｎ

清算人　叶　温

解散公告

当社は、平成二十六年七月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年九月四日

神戸市灘区大和町三丁目一番一三号

合同会社ｓｉｌｖｅｒ

清算人　叶　温

解散公告

当社は、平成二十六年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年九月四日

広島市中区大手町五丁目一二番三号

株式会社峯政

代表清算人　中西アヤメ

解散公告

当社は、平成二十六年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年九月四日

長崎市小ケ倉町三丁目七六番地一四五

長崎米穀株式会社

代表清算人　松山　圭秀

解散公告（第二回）

当法人は、平成十七年十月三十一日評議員会及び理事会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年八月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年九月四日

東京都足立区扇一丁目一二番二〇号

財団法人青少年福祉センター

代表清算人　山下眞一郎

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十六年六月二十八日開催の臨時全国大会の決議により平成二十六年九月一日をもって解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年九月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年九月四日

東京都新宿区西新宿一丁目二六番一号

日本興亜労働組合

清算人　白木公二郎

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十六年七月十日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年八月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年九月四日

福井県大野市深井第一号八番地

農事組合法人ＷＣＳ３らいず

清算人　山瀬　孝一

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十六年八月十九日長野県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は本公告第一回掲載（平成二十六年八月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年九月四日

長野県諏訪市高島一丁目二二番三〇号

諏訪市飯島土地区画整理組合

代表清算人　岩波　義光

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県大館市比内町扇田字白砂六五番地

一、最後の住所秋田県大館市幸町六番八号

被相続人　亡　髙橋　キミ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月四日

事務所秋田県大館市字部垂町三九番地三

相続財産管理人　弁護士　川田　繁幸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県野田市小山四二一四・四二一六番地、最後の住所千葉県野田市小山四二一四番地

被相続人　亡　野口　一夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月四日

事務所千葉県松戸市松戸二〇六三―一三

江戸川ハイツ三〇二　田中法律事務所

相続財産管理人　弁護士　山口　悠